

公益財団法人静岡県グリーンバンク情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人静岡県グリーンバンク（以下「グリーンバンク」という。）の活動状況、運営内容及び財務状況を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当っては、情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 情報公開書類を閲覧又は謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適性に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開管理責任者)

第4条 情報公開管理責任者は、専務理事とする。

2 情報公開管理責任者は、積極的な情報公開に必要な体制を整備し、支援を行うものとする。

(情報公開の方法)

第5条 この法人は、情報公開をその対象に応じて、公告、公表、書類の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

(公告)

第6条 この法人は、次に掲げるものについて公告を行うものとする。

(1) 貸借対照表

(2) 財産目録

2 公告は、定款第40条の方法による。

(書類の事務所備え置き)

第7条 この法人は、法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、対象書類別表に掲げるものの閲覧ないしその一部を謄写させるものとする。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第8条 前条に伴う閲覧の場所は、主たる事務所とする。

2 閲覧の日時は、この法人の営業する日の午前10時から午後5時までとする。但しこの法人は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、その日時を指定することができる。

3 閲覧希望者は、様式1に定める閲覧（謄写）申請書に必要事項を記入して提出し、謄写等に係る実費は支払うものとする。

(委任)

第9条 この規程の運用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

様式 1

閲覧(謄写)申請書

公益財団法人静岡県グリーンバンク

理事長 平野 孝雄 様

平成 年 月 日

住 所

氏 名

(電話)

私は、下記の目的に従って適正に使用し、閲覧（謄写）の情報によって個人に関する権利を侵害することはありません。

閲覧（謄写）の目的

対象書類（必要書類に○印）

1. 定款
2. 事業計画書、収支予算書
3. 計算書類等（各事業年度の計算書類・事業報告書・附属明細書）
4. 財産目録
5. 役員名簿
6. その他の書類（)

様式2

閲覧受付簿

受付番号	受付年月日	申し込み者氏名	受付担当者	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				